

施策名【男女共同参画社会】

章	節	施策	主要施策	事務 事業 コード	事 業 数	事務事業	課	係	管理 方法	備考	
1.生涯にわたり学び、生きる力を育むまちづくり	3.尊重され支え合う社会の形成	2.男女共同参画社会	(1) 男女共同参画の意識づくり	1321-1	1	男女共同参画推進事業	人権同和課	人権教育男女共生係	通常		
			(2) 女性が活躍できる環境づくり								1321-1・1323-1 で実施
			(3) 人権の尊重と安心・安全な社会づくり	1323-1	2	配偶者暴力等対策事業	福祉課	地域福祉係	通常		

令和 2 年度 事務事業評価シート (評価対象 令和 元 年度実施事業)

事業名	男女共同参画推進事業			事務事業コード	1321-1
担当	市民健康 部	人権同和 課	人権教育男女共生 係	事業開始年度	平成 17 年度
事業の性質	任意の自治事務(不定型)	法定根拠	男女共同参画社会基本法(平成11年6月)		
管理方法	通常				
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 市が直接実施 <input type="checkbox"/> 委託または指定管理 <input checked="" type="checkbox"/> 補助金・負担金 <input type="checkbox"/> その他 ()				

1. 事業概要「Plan(計画)」

総合計画上の位置付け	章	1.生涯にわたり学び、生きる力を育むまちづくり
	節	3.尊重され支え合う社会の形成
	施策	2.男女共同参画社会
目的・成果	※わかりやすく簡潔に記載すること 男女共同参画社会の実現のために、佐久市男女共同参画プランを推進する中で市民の意識改革が行われている。	
事業内容 (手段・方法など)	※活動内容や提供するサービスについて簡潔に記載すること 【佐久市男女共同参画推進事業者表彰】 ・男女共同参画を積極的に推進している事業者を表彰し、その取組について広く周知。 【佐久市男女共生ネットワーク事業】 ・市民フォーラムの開催や男女共同参画朗読劇の発表(人権・男女共生フェスティバル開催時)を行うことにより、男女共同参画意識の啓発を図る。 【女性リーダー養成研修事業】 ・女性の人材育成研修を通して地域社会に貢献できる人材育成をめざす。 【地域活動等における各種団体等の支援】 ・男女共同参画推進団体「パートナーシップ佐久」が実施する事業の支援。 【方針決定過程への女性の参画推進】 ・佐久市における女性の公職参画状況調査を実施し、審議会等への女性登用の呼びかけ。	

2. 実施結果「Do(実施)」

単位(千円)

※事業実施年度までは決算、実施年度の翌年度は予算		平成 30 年度		令和 元 年度		令和 2 年度	
コスト	事業費	1,194		923		2,523	
	人件費	0.90 人	5,850	0.70 人	4,690	0.70 人	4,690
	非常勤職員等	1396 時間	1,440	1368 時間	1,412	1458 時間	1,765
	人件費合計	7,290		6,102		6,455	
	総事業費	8,484		7,025		8,978	
財源内訳	特定財源(国・県支出金等)	0		0		0	
	一般財源	8,484		7,025		8,978	
	財源合計	8,484		7,025		8,978	

平成 元 年度 実施内容	【佐久市男女共同参画推進事業者表彰】3事業者 【佐久市男女共生ネットワーク事業】市民フォーラム、メイクセミナーの開催、男女共同参画朗読劇の発表 【女性リーダー養成研修事業】宿泊研修、議会傍聴、市政を学ぶ会、意見交換会 【地域活動等における各種団体等の支援】パートナーシップ佐久と連携し、国や県が主催する講演会研修会等へ参加 【方針決定過程への女性の参画推進】佐久市における女性の公職参画状況調査を実施し、審議会等への女性登用の呼びかけ
-----------------	---

活動指標	単位		平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度
男女共同参画意識づくり講座等開催回数	回	実績	5	6	
		目標	6	6	4
	%	達成率	83.3	100	
成果指標	単位				
男女共同参画意識づくり講座等参加者延べ人数	人	実績	951	784	
		目標	800	900	600
	%	達成率	118.8	87.1	

3. 事業の分析「Check(評価)」

達成状況	達成度	<説明>
	概ね達成	男女共同参画意識づくり講座等開催回数については、目標とする成果が得られたが、参加者延べ人数については、目標とする成果が得られなかった。
官民連携の可能性	方法	<説明>
	民間による実施が可能	市内各種団体で構成する「佐久市男女共生ネットワーク」と協働による講座の実施や、「パートナーシップ佐久」による講座の実施をしている。
事業の課題	自治会、PTA、まちづくりなどの身近な地域活動において男女共同参画の重要性の意識を持ち、活力のある地域社会を維持していくために、固定的役割分担意識を少しでもなくし、男女間での意識の差や男女によって異なる意識の違いにも留意した啓発を進める。特に、女性の地域社会(自治会等)における方針決定の場への積極的参加を進めるために、人材の育成と地域社会(自治会等)への啓発が重要となる。団体との官民連携については、行政主体となり、団体の特性を活かしていない面があり、工夫が必要。	

4. 今後の方向性「Action(改善)」

所管課等としての評価

事業の方向性	現行どおり	期間・時期	令和 年度 ~ 令和 年度
今後の取組方針	<課題に対する解決策、取組み方針等を記載> ・第3次佐久市男女共同参画プランに基づき、女性リーダー養成研修事業や男女共生ネットワーク事業など更なる事業の推進を図る。また、第4次佐久市男女共同参画プラン策定(令和4年度~)の基礎資料として、「佐久市男女共同参画社会に関する市民意識調査」を実施する。 ・男女共同参画の視点に立った施策を積極的に推進している事業者に表彰を行い、好事例の周知を図る。 ・人権同和教育講座や、関係各課と調整の上、機会に併せた男女共同参画の視点での啓発を行う。 ・管理職、審議会等への女性の登用について、関係各課に登用率の向上に努めるよう要請を行い、「プラン」に掲げた指標達成に向け推進する。 ・官民連携については、団体の特性を活かしたネットワークづくりを図りながら、事業を進める。		

令和 2 年度 事務事業評価シート (評価対象 令和 元 年度実施事業)

事業名	配偶者暴力等対策事業			事務事業コード	1323-1
担当	福祉 部	福祉 課	地域福祉 係	事業開始年度	平成 22 年度
事業の性質	義務的自治事務(不定型)	法定根拠	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律		
管理方法	通常				
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 市が直接実施 <input type="checkbox"/> 委託または指定管理 <input type="checkbox"/> 補助金・負担金 <input type="checkbox"/> その他 ()				

1. 事業概要「Plan(計画)」

総合計画上の位置付け	章	1.生涯にわたり学び、生きる力を育むまちづくり
	節	3.尊重され支え合う社会の形成
	施策	2.男女共同参画社会
目的・成果	※わかりやすく簡潔に記載すること 市民は、住みなれた地域でお互いを思いやり、尊重しながら安心安全な生活が送れている。	
事業内容 (手段・方法など)	※活動内容や提供するサービスについて簡潔に記載すること ○配偶者暴力の種類 ・身体的暴力(殴る・蹴る・首を絞める等) ・精神的暴力(無視する・脅す・行動監視・つきあい制限・生活費を渡さない等) ・性的暴力(強要等) 上記のような配偶者暴力等の相談窓口を開設し、女性相談員が被害者の相談支援を行い、健康な状態を維持し、配偶者暴力等からの被害を防止する。 また、緊急対応のため休日・夜間においても、県女性センターとの連携により対応できる体制をとる。	

2. 実施結果「Do(実施)」

単位(千円)

※事業実施年度までは決算、実施年度の翌年度は予算		平成 30 年度		令和 元 年度		令和 2 年度	
コスト	事業費	226		89		310	
	人件費	1.05 人	6,825	1.05 人	7,035	1.05 人	7,035
	非常勤職員等	0 時間	0	0 時間	0	0 時間	0
	人件費合計	6,825		7,035		7,035	
	総事業費	7,051		7,124		7,345	
財源内訳	特定財源(国・県支出金等)	0		0		0	
	一般財源	7,051		7,124		7,345	
	財源合計	7,051		7,124		7,345	

平成 元 年度 実施内容	女性相談員に対し寄せられた相談は、全体で98件、そのうち配偶者暴力等に係る相談件数は実件数で9人、延べ件数で25件であった。
-----------------	--

活動指標	単位		平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度
相談件数	件	実績	14	9	
		目標	40	40	20
	%	達成率	35	22.5	
成果指標	単位				
支援・措置数	人	実績	2	4	
		目標	3	3	3
	%	達成率	66.7	133.3	

3. 事業の分析「Check(評価)」

達成状況	達成度	<説明>
	概ね達成	配偶者暴力等の相談に応じ、緊急避難や一時避難を必要とする相談者には避難先を確保し、その後、自立に向けた経済的基盤の目安をつけ、その都度終結させた。
官民連携の可能性	方法	<説明>
	市が実施する必要がある	「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」に、被害者の保護のため、市を含む関係機関との連携強力について規定されている。
事業の課題	内閣府の調査によると、女性の約4人に一人は配偶者から暴力被害を受けたことがあり、約10人に一人は何度も被害に遭っているという現状である。今後、社会的環境の変化とともに相談内容の複雑化や多様化が予想される。	

4. 今後の方向性「Action(改善)」

所管課等としての評価

事業の方向性	現行どおり	期間・時期	令和 年度 ~ 令和 年度
今後の取組方針	<課題に対する解決策、取組み方針等を記載> 配偶者からの暴力に対する被害者の保護のため、今後も継続的に相談支援を行っていく。		